

令和7年9月12日

関係者 各位

各種説明会の開催要請についての再質問（その1）へのご回答

横浜市中区住吉町4-45-1
関内トーセイビルII 7階
弁護士法人仁平総合法律事務所
株式会社FJネクスト及び三信住建株式会社
代理人
弁護士 [REDACTED]
弁護士 [REDACTED]
弁護士 [REDACTED]

冠省 「各種説明会の開催要請についての再質問（その1）」と題する文書第1項ないし第4項記載の再質問に対し、下記のとおり、ご回答申し上げます。

なお、同趣旨のご質問が多数続いており、株式会社FJネクスト及び三信住建株式会社としては、近隣住民の皆様からのご質問を確認し、ご指定の期限までに回答することは、業務上の負担が大きいため、今後は、ご質問をいただいた後、1か月程度を目途に回答させていただきます。

草々

記

既にご回答申し上げましたとおり、説明会を開催する予定はございません。

当方としては、各説明事項については、いずれもお送りいたしました資料記載のとおりであり、また、条例上、必要となる説明会の開催が既に終了した以上、更に説明会を開催する必要性はないものと思料しております。

なお、上記文書第4項において、バス通りから工事を行うことを当方が承諾した旨の記載がありますが、株式会社FJネクスト及び三信住建株式会社としては、バス通りから工事を行うことを承諾したとの認識はございません。令和6年10月30日の協議の際、株式会社FJネクストの担当者は、皆様からの要請書を会社に持ち帰ったのみで要請事項を承諾したものではありません。

以上